

名古屋市告示第160号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	旧	とわたり内科・心療内科
	新	名古屋 365心療内科
所 在 地		名古屋市中村区名駅四丁目 1番 3号
変 更 年 月 日		令和 7年 1月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	旧	白井歯科医院
	新	伊藤歯科
所 在 地	旧	名古屋市港区港陽一丁目 9番14号
	新	名古屋市港区名四町 120番地の 1
変 更 年 月 日		令和 7年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課